

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
 〒380-0871  
 長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
 TEL：026-238-1555 (直通)  
 TEL：026-238-1580 (苦情専用)  
 TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)  
 FAX：026-238-1581  
 E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
 URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

# 信濃の介護保険

## 1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

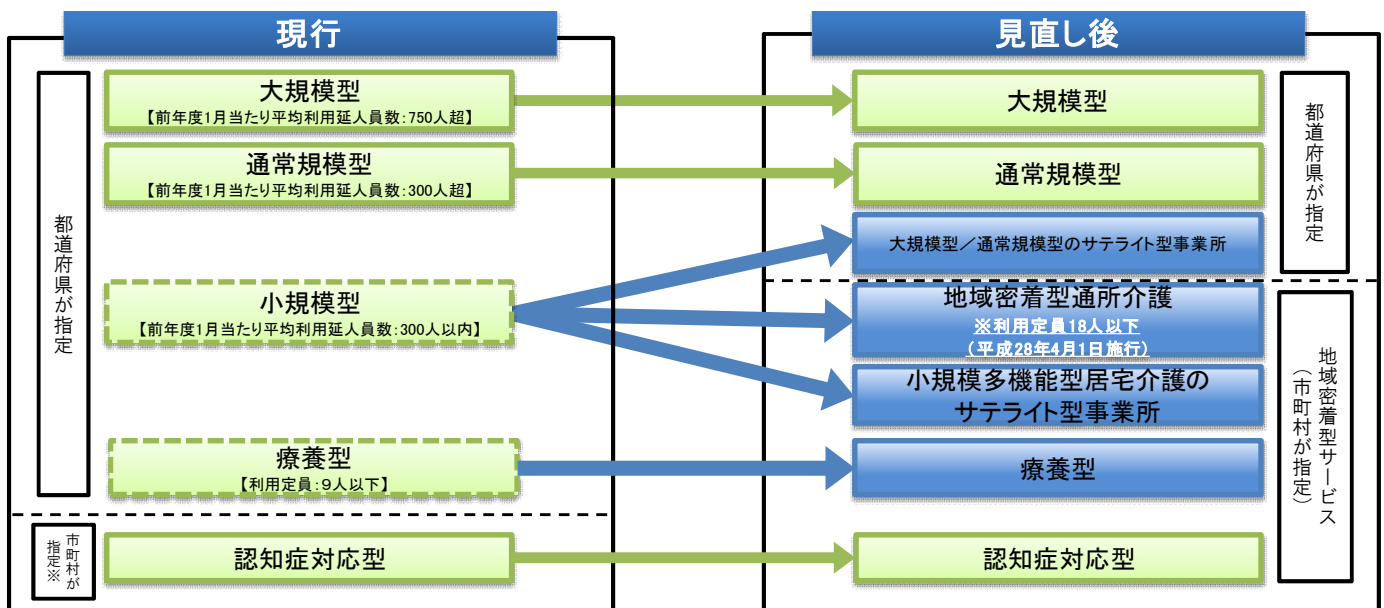
開催日	場所	時間(予定)
平成28年4月27日(水)	長野県自治会館5階会議室	午後1時00分～4時00分
平成28年5月27日(金)	松本合同庁舎402会議室	午後1時00分～4時00分

## 2 地域密着型通所介護への移行について

○増加する小規模の通所介護の事業所については、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行を選択することになります。

○地域密着型通所介護は利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月1日施行。

○利用定員9名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスへ移行します。



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村が指定を行うに当たって、関係者の意見の反映や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる

小規模な通所介護を地域密着型通所介護として市町村に円滑に移行するため、市町村及び通所介護事業所の事務負担の軽減を図る観点から、地域密着型通所介護の指定については、次の通り、みなし指定の枠組みが設けられています。

- ①小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護への移行に際し、
  - 1.事業所の所在地の市町村の長から指定を受けたもの
  - 2.平成28年3月31日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた（利用契約が有る）場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの（※当該事業所を利用していた他市町村の被保険者に限り効力を有する）
 とみなすこととしているため、新たな指定の申請は不要。
- ②地域密着型通所介護に位置づける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとしており、事業所は特段の手続きを行う必要はない。

なお、「78：地域密着型通所介護」のみなし指定を受けた事業所においては、「15：通所介護」は指定終了となりますので、本会へ請求の際はご注意ください。

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業費を請求する事業所の方々へ

新たに介護予防・日常生活支援総合事業のみを実施する事業所に指定された場合は、「20A」から始まる事業所番号が付番され、新規事業所と同じ扱いとなりますので「介護給付費の請求及び受領に関する届」の送付が必要となります。

なお、標記総合事業請求後に本会より事業所へ送付する通知一覧を下記に掲載しますのでご確認ください。

識別番号	名称	内容
723	介護予防・日常生活支援総合事業 審査決定増減表	保険者（サービス提供年月順）ごとの返戻・査定・保留・保留復活の件数・単位数の一覧表。識別番号732と743の積み上げになります。
732	介護予防・日常生活支援総合事業 審査増減単位数通知書	支援事業所の給付管理票との突合により減額された内容及び審査委員会の判定により減額された内容を示した一覧表。 給付管理票との突合審査を行った結果、給付管理票の誤った内容により査定された場合は支援事業所からの給付管理票（修正分）の提出が必要。その際サービス提供事業所の再請求は不要。
743	介護予防・日常生活支援総合事業 請求明細書返戻（保留）一覧表	請求不備により返戻となった情報の一覧表。エラー内容を確認して再請求が必要なものは翌月月遅れ分として再請求が必要。 なお、備考欄が“保留”となっているものについては、再請求の必要はない。
755	介護予防・日常生活支援総合事業費 支払決定額内訳書	751（介護給付費等支払決定額通知書）の介護予防・日常生活支援総合事業費についての内訳。保険者（サービス提供年月順）ごとに表示。
764	介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤決定通知書	事業所より保険者に依頼した過誤申立の結果通知。また、給付管理票の取消があった場合も送付する。
765	介護予防・日常生活支援総合事業費 再審査決定通知書	給付管理票の修正により再審査が行われた場合の結果通知。

※返戻・査定・過誤・再審査通知は、必ず送付されるものではなく、該当がある場合のみ送付されます。

平成28年3月請求分の支払日は4月28日（木）、5月請求分の締め切りは5月10日（火）です。